

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

定額減税の対象者

令和6年度分の個人住民税のうち所得割課税のある居住者で、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者

定額減税額の算出方法

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度の個人住民税1万円が減税されます。なお、減税はすべての税額控除(寄付金税額控除や住宅ローン控除など)を行った後の所得割額から行います。

- ① 本人 1万円 ② 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき1万円

(注)算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。(均等割への減税の適用はできません)

定額減税の実施方法

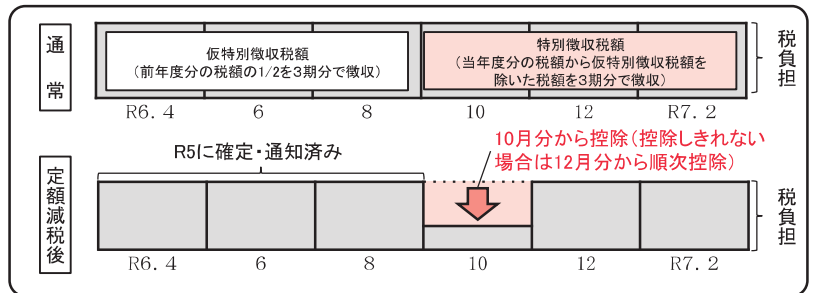
① 給与所得に係る特別徴収(給与天引き)の場合

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均され特別徴収を行います。



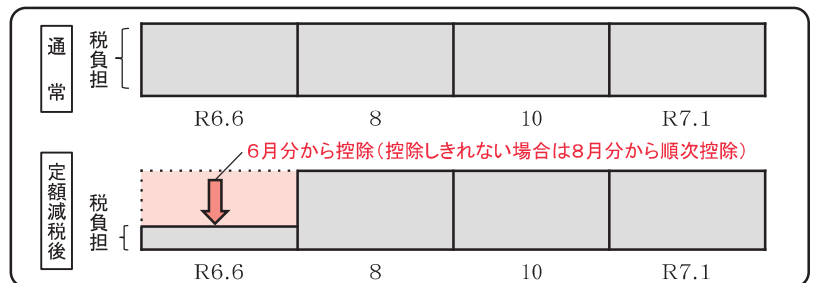
② 公的年金等に係る特別徴収(年金天引き)の場合

- 令和6年10月支払分の公的年金より特別徴収(年金天引き)される税額から定額減税を行い、控除しきれない部分の金額については、12月支払分以降の税額から順次減税を行います。



③ 普通徴収(本人納付)の場合

- 第一期分の税額から定額減税を行い、控除しきれない部分の金額については、第二期以降の税額から順次減税を行います。



・減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。
給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」をご参照ください。



・所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](#)」をご参照ください。

